

「川越市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」に対する意見募集の結果及び市の考え方について

1. 意見公募の概要

(1) 募集期間 令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)

(2) 募集対象

- ①市内に住所を有する者
- ②市内の事業所等に勤務する者
- ③市内の学校に在学する者
- ④その他案に関して利害関係を有する者

(3) 閲覧場所 男女共同参画課、市民センター、川越駅西口連絡所

(4) 意見提出方法

- ①直接持参
- ②郵送
- ③ファクス
- ④市ホームページからの電子申請

2. 意見募集の結果

意見提出者 1名

3. 意見の概要と市の考え方

いただいたご意見と、それに対する市の考え方は、次ページのとおりです。

意見の概要	市の考え方
<p>【困難女性支援施策の全般について】</p> <p>現在の困難を抱える女性のための事業が、差別的な扱いや、必要以上に厳しいルールを守るように求め、本当に支援となっているのか疑問を感じる。</p> <p>市内にDV支援団体や若年女性支援団体が無いことから、もっと川越市が関与し、問題解決に取り組むべきである。</p> <p>特に、支援からもれてしまいがちな障害女性、高齢女性、外国にルーツのある女性、母子生活支援施設に入所できない高齢男児のいる世帯など、現行の制度では救えていない現実をどう考えているのか。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、障害や高齢等の他の福祉的施策の活用を検討する際には、関係機関と連携しながら対応してまいります。</p>
<p>【男女共同参画課のかかわり方について】</p> <p>都内や県内の繁華街に近く、福祉が性産業に負けてしまっている現状を考えると、「地域的な特殊性や特段の事情も見当たらない」のではなく実情を的確に捉えられていない。</p> <p>どこが所管で、男女共同参画課がどのようにかかわっていくのか。</p>	<p>性産業に陥るおそれのある女性等への支援につきましては、男女共同参画課の女性相談を中心として、法の趣旨に則り適切に行ってまいります。</p>
<p>【女性自立支援施設の設置について】</p> <p>本市では、女性自立支援施設の設置がないことが問題で、そのために他市へ相談に行っている。</p> <p>まずは中核市なので、女性自立支援施設の設置を。単独での設置が難しいならこの条例案ではだめである。</p>	<p>女性支援新法第12条では、「都道府県は女性自立支援施設を設置することができる」旨が定められているにとどまり、現行の公設の婦人保護施設も、すべて都道府県が設置しているため、市町村が設置している例が無いのが現状でございます。</p> <p>また、この条例案は、女性自立支援施設が満たすべき基準を明確化するために策定するもので、内容につきましては、合理的な理由がない限り基準省令に準拠したものにする必要があると考えております。</p>
<p>【施設職員の配置について】</p> <p>専門的な職員が必要で、相談員は正規の有資格者を。特に第9条の職員配置は「看護師又は心理療法担当職員 一以上」でいいのか。どちらも必要なのではないか。</p>	<p>条例案では、この基準を超えて設備及び運営を向上させることを施設の努力義務としております。</p> <p>職員配置につきましても同様に、看護師又は心理療法担当職員の双方を配置することを妨げるものではございません。</p>

<p>【施設における支援について】</p> <p>第14条第2項の「施設における共同生活の考え方」は運用で明確になるのだろうが、新しい法律のもとでは支援とは言えない厳しいルール（ケイタイを取り上げる、門限や行動制限、まるで刑務所のようなだという声もある）は行わないよう、どこかに支援の理念を書くべき。</p>	<p>条例案第14条第1項では、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して支援等を行うよう定めております。</p> <p>この趣旨をふまえ、ご意見にあるような「厳しいルール」につきましても、施設での集団生活を安全・安心に送るために必要な範囲を超えないよう運用すべきものと考えております。</p>
<p>【個別支援計画について】</p> <p>第14条第3項にある「個別支援計画」をしっかりと作成し、実行できるような制度を連動して作らずして条例を制定しても、困難女性支援法が制定された意味がない。</p>	<p>条例案第14条第3項で定める個別支援計画を策定した以上、入所者の意向をふまえながらそれを着実に実施していくことは、女性支援新法が当然に予定しているところと考えております。</p> <p>そのため、個別支援計画の「実行」についてまで明文化はしておりません。</p>